

居 宅 介 護 支 援

【指定居宅介護支援事業者】

サービスの種類	居宅介護支援（介護保険法第8条第21項）	
指定単位	事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	法人であること
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	なし
法人所轄庁との連携	事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること	

・ 居宅介護支援

居宅要介護者等が介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、同条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合には、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい、「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。（介護保険法第7条第18項）

1 「厚生労働省令で定める事項」（介護保険法施行規則第18条）

当該居宅要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される指定居宅サービス等の目標及びその達成時期、指定居宅サービス等が提供される日時、指定居宅サービス等を提供する上での留意事項並びに指定居宅サービス等の提供を受けるために居宅要介護者等が負担しなければならない費用の額

◎居宅介護支援事業所の指定基準

指定居宅介護支援事業所の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 運営に関する基準」をすべて満たす必要があります。

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>1 介護支援専門員 (1) 常勤 (2) 利用者：介護支援専門員＝35：1</p> <p>2 管理者（介護支援専門員でなければならない） 専従・常勤 ＊介護支援専門員との兼務は可 ＊併設する事業所・施設等がある場合には、これらに従事する者との兼務は可</p> <p>※具体的には、14－4ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅱ 運営に関する基準	<p>※ 14－5ページ以降をご覧ください</p>
（設備に関する基準）	<p>1 事業を行うための必要な面積を有する専用の事務室を設けること 2 必要な設備、備品を備えること</p> <p>※ 具体的には、14－14ページをご覧ください。</p>

設備に関する基準の参考

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが原則である。他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一の事務室であっても差し支えないが、その場合は、別に相談室を設けること。なお、相談室を他の事業と共用することは可。

◎居宅介護支援事業所に関する指定基準について（法第80条）

【凡 例】

「法」＝介護保険法（平成9年法律第123号）

「規則」＝介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平11厚令38」＝指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

「平11老企22」＝指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号：保健福祉局企画課長通知）

「平11老企29」＝介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年老企第29号：保健福祉局企画課長通知）

「平12老計8」＝指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号：保健福祉局老人福祉計画課長通知）

「平12老振24・老健93」＝要介護認定及び居宅サービス計画の情報提供について（平成12老振第24号・老健第93号：老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知）

I 人員に関する基準

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所に介護支援専門員を配置しなければならないが、利用者の自立の支援及び生活の質の向上を図るための居宅介護支援の能力を十分に有する者を充てるよう心がける必要がある。

また、平11厚令38第2条及び第3条に係る運用に当たっては、次の点に留意する必要がある。

(1) 介護支援専門員の員数（平11老企22第2の2の(1)）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所ごとに必ず1人以上を常勤で置くこととされている。常勤の介護支援専門員を置くべきこととしたのは、指定居宅介護支援事業所の営業時間中は、介護支援専門員は常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があるという趣旨であり、介護支援専門員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、当該事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要がある。

なお、介護支援専門員については、他の業務との兼務を認められているところであるが、これは、居宅介護支援の事業が、指定居宅サービス等の実態を知悉する者により併せて行われることが効果的であるとされる場合もあることに配慮したものである。

また、当該常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。

また、当該非常勤の介護支援専門員に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。

(2) 管理者（平11老企22第2の2の(2)）

指定居宅介護支援事業所に置くべき管理者は、介護支援専門員であって専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなければならないが、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）は必ずし

も専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくても差し支えないこととされている。この場合、同一敷地内にある他の事業所とは、必ずしも指定居宅サービス事業を行う事業所に限るものではなく、例えば、介護保険施設、病院、診療所、薬局等の業務に従事する場合も、当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない限り認められるものである。

指定居宅介護支援事業所の管理者は、指定居宅介護支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込み等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が介護支援専門員を兼務して、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要がある。

また、例えば、訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者との兼務は一般的には管理者の業務に支障があると考えられるが、訪問サービスに従事する勤務時間が限られている職員の場合には、支障がないと認められる場合もありうる。また、併設する事業所に原則として常駐する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管理者等との兼務は可能と考えられる。なお、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められないものである。

II 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。(平 11 厚令 38 第 4 条第 1 項)
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が本基準第 1 条の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。(平 11 厚令 38 第 4 条第 2 項)

2 提供拒否の禁止

指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。(平 11 厚令 38 第 5 条)

正当な理由とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、③利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合である。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(2))

3 サービス提供困難時の対応

指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の

指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 38 第 6 条)

4 受給資格等の確認

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。(平 11 厚令 38 第 7 条)

5 要介護認定等の申請に係る援助

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。(平 11 厚令 38 第 8 条第 1 項)
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 38 第 8 条第 2 項)
- (3) 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 38 第 8 条第 3 項)

6 身分を証する書類の携行

指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。(平 11 厚令 38 第 9 条)

7 利用料等の受領

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。(平 11 厚令 38 第 10 条第 1 項)
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。(平 11 厚令 38 第 10 条第 2 項)
- (3) 指定居宅介護支援事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平 11 厚令 38 第 10 条第 3 項)
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。(法第 46 条第 7 項)
- (5) 指定居宅介護支援事業者は、領収証に指定居宅介護支援について居宅要介護被保険者

から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。(規則第78条)

8 保険給付の請求のための証明書の交付

指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について、利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平11厚令38第11条)

9 指定居宅介護支援の基本取扱方針

- (1) 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。(平11厚令38第12条第1項)
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(平11厚令38第12条第2項)

10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。(平11厚令38第13条第1号)
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。(平11厚令38第13条第2号)
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。(平11厚令38第13条第3号)
支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはならない。(平11老企22第2の3の(7)の③)

- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。(平11厚令38第13条第4号)
介護支援専門員は、当該日常生活全般を支援する上で、利用者の希望や課題分析の結果を踏まえ、地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが望ましい。(平11老企22第2の3の(7)の④)

- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサー

ビスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。(平 11 厚令 38 第 13 条第 5 号)

特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の (7) の ⑤)

- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。(平 11 厚令 38 第 13 条第 6 号)

また、その課題の把握に当たっては、平 11 老企 29 の別紙 4 に示す項目によって行わなければならない。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の (7) の ⑥)

- (7) 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。(平 11 厚令 38 第 13 条第 7 号)

また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、2 年間保存しなければならない。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の (7) の ⑦)

- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。(平 11 厚令 38 第 13 条第 8 号)

提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ達成しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではない。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の (7) の ⑧)

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。(平 11 厚令 38 第 13 条第 9 号)

やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとしているが、この場合にも緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要がある。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等が想定される。

なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、2年間保存しなければならない。(平11老企22第2の3の(7)の⑨)

(10)介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。(平11厚令38第13条第10号)

当該説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第7表及び第8表(平11老企29で示す標準様式)に相当するものすべてを指す。(平11老企22第2の3の(7)の⑩)

(11)介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。(平11厚令38第13条第11号)

なお、居宅サービス計画は、2年間保存しなければならない。(平11老企22第2の3の(7)の⑪)

(12)介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。(平11厚令38第13条第12号)

(13)介護支援専門員は、(12)に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。(平11厚令38第13条第13号)

イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。

さらに、特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。

なお、モニタリングの結果の記録は、2年間保存しなければならない。(平11老企

22 第 2 の 3 の (7) の⑬)

(14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。(平 11 厚令 38 第 13 条第 14 号)

イ 要介護認定を受けている利用者が法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合等が想定される。

当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、2 年間保存しなければならない。

また、上記の担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存について同様である。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の (7) の⑭)

(15) (3) から (11) までの規定は、(12) の居宅サービス計画の変更について準用する。(平 11 厚令 38 第 13 条第 15 号)

(16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。(平 11 厚令 38 第 13 条第 16 号)

なお、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見を求めなければならない。

(平 11 老企 22 第 2 の 3 の (7) の⑯)

(17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。(平 11 厚令 38 第 13 条第 17 号)

(18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。(平 11 厚令 38 第 13 条第 18 号)

また、主治の医師等が居宅サービス計画の内容についての情報提供を求めている場合であって、利用者の同意を得ている場合は、主治の医師等に対し情報提供を行わな

ればならない。(平 12 老振 24・老健 93)

- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(平 11 厚令 38 第 13 条第 19 号)

- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。(平 11 厚令 38 第 13 条第 20 号)
「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(7)の⑬)

- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも 6 月に 1 回サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。(平 11 厚令 38 第 13 条第 21 号)

また、福祉用具貸与については以下の項目について留意することとする。

ア 介護支援専門員は、経過的要介護又は要介護 1 の利用者（以下「軽度者」という。）の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 12 年厚生省告示第 23 号）第 19 号のイで定める状態像のものであることを確認するため、当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成 12 年厚生省告示第 91 号）別表第 1 の調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認が出来る部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下、「調査票の写し」という。）を市町村から入手しなければならない。

ただし、当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければならない。

イ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その

内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。

なお、介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）第 3 条の施行の日（以下、「施行日」という。）前に対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けていた者については、軽度者で「厚生労働大臣が定める者等」（平成 12 年厚生省告示第 23 号）第 19 号のイで定める状態像の者でなくても、施行日から起算して 6 月を越えない期間において、対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けることができることとされている。（平 11 老企 22 第 2 の 3 の(7)の㉔）

- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。（平 11 厚令 38 第 13 条第 22 号）
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見又は法第 37 条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。（法第 80 条第 2 項、平 11 厚令 38 第 13 条第 23 号）
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。（平 11 厚令 38 第 13 条第 24 号）
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、当該指定居宅介護支援事業所ごとに、所属する介護支援専門員の数に 8 を乗じて得た数を、委託を受ける件数の上限とするとともに、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。（平 11 厚令 38 第 13 条第 25 号）
当該委託を受けることができる利用者の数は、常勤換算方法で算定した介護支援専門員 1 人につき 8 人を限度とする。この場合、事業所全体でこの上限を下回っていれば、適切な範囲で、介護支援専門員同士で役割分担を行うことは差し支えない。
（平 11 老企 22 第 2 の 3 の(7)の㉕）

11 法定代理受領サービスに係る報告

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。（平 11 厚令 38 第 14 条第 1 項）
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文

書を、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。(平 11 厚令 38 第 14 条第 2 項)

12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。(平 11 厚令 38 第 15 条)

13 利用者に関する市町村への通知

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(平 11 厚令 38 第 16 条)

- ① 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

14 管理者の責務

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。(平 11 厚令 38 第 17 条第 1 項)
- (2) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号の「第 3 章運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。(平 11 厚令 38 第 17 条第 2 項)

15 運営規程

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定(以下、「運営規定」という。)として次に掲げる事項を定める者とする。(平 11 厚令 38 第 18 条)

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 職員の職種、員数及び職務内容
職員については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載することとする。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(11)の①)
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
指定居宅介護支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(11)の②)
- ⑤ 通常の事業の実施地域
通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。(平 11 老企

22 第 2 の 3 の(11)の③)

⑥ その他運営に関する重要事項

16 勤務体制の確保

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めなければならない。(平 11 厚令 38 第 19 条第 1 項)

具体的には、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければならない。

(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(12)の①)

- (2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。(平 11 厚令 38 第 19 条第 2 項)

- (3) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(平 11 厚令 38 第 19 条第 3 項)

特に、介護支援専門員実務研修終了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後 6 月から 1 年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければならない。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(12)の③)

17 設備及び備品等

- (1) 事業所とは、介護支援専門員が居宅介護支援を行う本拠であり、具体的には管理者がサービスの利用申込の調整等を行い、居宅介護支援に必要な利用者ごとに作成する帳簿類を保管し、利用者との面接相談に必要な設備及び備品を備える場所である。(平 11 老企 22 第 2 の 2 の(3) の③)

- (2) 指定居宅介護支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一の事務室であっても差し支えないこと。なお、同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(13) の①)

- (3) 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(13) の②)

- (4) 指定居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保すること。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(13) の③)

18 従業者の健康管理

指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要

な管理を行わなければならない。(平 11 厚令 38 第 21 条)

19 掲示

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平 11 厚令 38 第 22 条)

20 秘密保持

- (1) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 11 厚令 38 第 23 条第 1 項)
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 38 第 23 条第 2 項)
- (3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。(平 11 厚令 38 第 23 条第 3 項)
この同意については、指定居宅介護支援事業者が、指定居宅介護支援開始時に、利用者及びその家族の代表から、連携するサービス担当者間で個人情報を共用することについて包括的に同意を得ることで足りる。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(15)の③)

21 広告

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。(平 11 厚令 38 第 24 条)

22 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等

- (1) 指定居宅介護支援事業者及び指定介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行ってはならない。
(平 11 厚令 38 第 25 条第 1 項)
これは、居宅サービス計画があくまで利用者の解決すべき課題に即したものでなければならないという居宅介護支援の公正中立の原則の遵守をうたったものである。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(16)の①)
- (2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。(平 11 厚令 38 第 25 条第 2 項)
公正中立の原則の遵守をうたったものである。また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けることがあってはならない。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(16)の②)
- (3) 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、

利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。(平 11 厚令 38 第 25 条第 3 項)

23 苦情処理

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。(平 11 厚令 38 第 26 条第 1 項)
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平 11 厚令 38 第 26 条第 2 項)
- (3) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第 23 条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 11 厚令 38 第 26 条第 3 項)
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。(平 11 厚令 38 第 13 条第 4 号)
- (5) 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 38 第 26 条第 5 項)
- (6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条(連合会の業務)第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 11 厚令 38 第 26 条第 6 項)
- (7) 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 11 厚令 38 第 26 条第 7 項)

24 事故発生時の対応

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 38 第 27 条第 1 項)
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。(平 11 厚令 38 第 27 条第 2 項)
- (3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべ

き事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。(平 11 厚令 38 第 27 条第 3 項)

- (4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(18)の③)

25 会計の区分

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。(平 11 厚令 38 第 28 条)

- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平 13 年老振発第 18 号：厚生労働省老健局振興課長通知)に沿って適切に行わなければならない。(平 11 老企 22 第 2 の 3 の(19))

26 記録の整備

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。(平 11 厚令 38 第 29 条第 1 項)

- (2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。(平 11 厚令 38 第 29 条第 2 項)

- ① 平 11 厚令 38 第 13 条第 12 号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を編綴した居宅介護支援台帳
 - イ 居宅サービス計画
 - ロ 平 11 厚令 38 第 13 条第 7 号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ハ 平 11 厚令 38 第 13 条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - ニ 平 11 厚令 38 第 13 条第 13 号に規定するモニタリングの結果の記録
- ③ 平 11 厚令 38 第 16 条に規定する市町村への通知に係る記録
- ④ 平 11 厚令 38 第 26 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- ⑤ 平 11 厚令 38 第 27 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録